



レウ生をとて臺戸に投せしを當地を撰
ナキ事、松屋氏よりあて候傳手類をあた
萬年以此へ何うと見回れ立事
あるハメ行ふ事り、之の當地の法事へ
隆教院と次心院、城自守ハラ朱撫
細子流精等ととの所に於て、此國の
皆ハ度量等の面積、式の多寡助限貨の題
ある一服ノ販賣ノ色を呈し実れの極
極至れり、又市倅ノ先吹の比里上至
のえうニ切を差し芦下より事以行及
上下兩院を以て販賣の寫陽送詔
又候ナ内閣大老を兼任豊原お改所代
大西騒在つるはヌ訓令を下し自由陽送
貞を省ふ協諧又及、由上院主をフ
ルンナ由ノ事半を志む者控て收へ其ヲ皆
リ何ス事リ、或云我方々生のあまを助済
他も同とハシテ、あれとじあく併じ
事をレバアリカシ莫加此度の定期やヌ
(未三月後ハテモクツ)而事十人のあまを
ト隣ノ正権を拘り、取ニ是此一仕合先と
のを氣に立てぬこられんと定め直道をう
此差した所を奉之此貨を高一あ
の腰費を思ふれども承擔を覚
あらし、

ヒ白頭を坐仰スル清氣の毒の攻序を
生希テその極りを詳利吸き人よりしゆ
底也トホホ高仰ノ乞通三百四極同氏
ドク立廢更傷來事年慶接羣糸川
拂拂灰斗、浮死之ヒ吟、頬、跡、之
而ちテ負傷の少た此か甚うハセテ程
の所馬糞拂盡多ナガ付、衣と系、
大石氏お見近音而寄焉ま細ニ芦
既身体の病つコ傳リ一度成保美直存
嘗て風足多シ也成保美直存、カヘリ行
カヘリードガフスルトナ裏あどモキニ純
第の地成保、

ヒ生を身体意く此健ニ先朱世航改
ム地の所、御遺高、故有あつれ御江エ等
あをれ、性ニ一月を小雨をつ長
からんを望み、

(本三月後ハテモクトヨモ十人余多
ト院ノ立候を拘リ候)是れ此一仕事先と
の立候也又改ニトムルハ主計直臣也
此差レを以て事之此貨を専一め
の膳費を見テナガタニ素承擔を蒙
セラシ.

士毛國を禁物ヨリ酒氣ヲ毒フ地序ニ
生ヤテその極クニ洋利吸キ全リシム松
床ガトモ高仰ノトニ通ニ而四極貿
易立廢更傷來年年度積革料川
拂、拂紙半、墮死之ヒ吟、該路之
威ちテ昌久傳の公た此れ甚チハセ程土
の所馬車拂置タガ付、安ヒ承、
大石城主是近古面客易事細ニシ
近身侍つは却つニ傳リ一度此係差直事
室玉ノ風景ヨリテは便ヒ年、カヘリテ
カルヘド、カフスルトド裏アヒテテモ純
第ツ地底也

人生を身体意く壯健アキ朱佐航支
み海ノ政所、農商、機音アフ瓦陶工等
あをばれ、唯ニ一ヶ月ミトニ而至ツ長
からん也地望サ、

省故おほき候内々近御ハ空氣
の傳、其事日被うせ謹言地空

十二月十二日

九月五日

大隈伯爵
内之支人閣下

大隈伯爵
内之支人閣下

十二月十二日

大隈伯爵
内之支人閣下

